

計算書類に対する注記

(法人全体用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・保有している有価証券は中央労働金庫の出資金であり、時価を把握することが極めて困難と認められるため移動平均法による原価法を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)定額法によっている。

②無形固定資産(リース資産を除く)定額法によっている。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

④差入保証金

賃貸借契約で契約期間満了後に物件を明け渡す場合に敷金の一定割合を償却すると定められている場合定額法により一定割合を償却している。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金…職員の退職給付に備えるため、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会民間社会福祉事業従事者年金共済事業の通知に基づき、施設・団体負担掛金の積立累計額を計上している。
- ・賞与引当金 …職員に支給する賞与の支払いに備えるため、賞与の支給見込額のうち、当期において負担すべき金額を計上している。
- ・徴収不能引当金…債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を計上している。
 なお、発生から1年超経過した会計年度末に回収されていない債権については、原則として徴収不能引当金に計上する。
 上記の債権以外の債権（一般債権）については、過去の一定期間の貸倒実績から算出した貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

2. 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度
- ・社会福祉法人横浜市社会福祉協議会による民間社会福祉事業従事者年金共済事業（任意加入）

3. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア 法人本部拠点（社会福祉事業）
- イ 横浜市新杉田地域ケアプラザ拠点（社会福祉事業）
 - 「地域包括支援センター」
 - 「地域活動・交流事業」
 - 「通所介護事業」（予防含む）
 - 「居宅介護支援事業」（予防含む）
 - 「介護予防支援」
 - 「生活支援体制整備事業」
- ウ ぽこ・あ・ぽこ拠点（社会福祉事業）
 - 「就労移行支援事業」
 - 「就労継続支援事業B型」
 - 「自立訓練（生活訓練）事業」
 - 「就労定着支援事業」
- エ 川崎市わーくす大師拠点区分（社会福祉事業）
 - 「就労移行支援事業」
 - 「就労継続支援事業B型」
 - 「特定相談支援事業」
 - 「就労定着支援事業」
- オ ウィング・ビート拠点区分（社会福祉事業）
 - 「就労移行支援事業」
 - 「就労定着支援事業」
- カ ミラークよこすか拠点区分（社会福祉事業）
 - 「就労移行支援事業」
 - 「就労定着支援事業」
- キ 横浜南部就労支援センター拠点区分（公益事業）
- ケ 中部就労援助センター拠点区分（公益事業）
 - 「雇用安定等事業」
 - 「生活支援等事業」
 - 「就労援助センター事業」
- コ 湘南地域就労援助センター拠点区分（公益事業）
 - 「雇用安定等事業」
 - 「生活支援等事業」
 - 「就労援助センター事業」
 - 「障害者生活支援事業」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	239,529,488	0	8,280,366	231,249,122
合 計	239,529,488	0	8,280,366	231,249,122

５．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

６．担保に供している資産
該当なし

７．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物(基本財産)	670,462,221	439,213,099	231,249,122
建物(その他)	19,949,659	2,223,941	17,725,718
車両運搬具	23,548,582	20,388,398	3,160,184
器具及び備品	29,956,939	22,161,267	7,795,672
有形リース資産	3,708,720	1,112,616	2,596,104
機械及び装置	2,758,785	2,670,803	87,982
ソフトウェア	1,412,800	1,155,850	256,950
合 計	751,797,706	488,925,974	262,871,732

８．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	80,592,706	0	80,592,706
未収金	1,046,541	0	1,046,541
未収補助金	67,357,611	0	67,357,611
合 計	148,996,858	0	148,996,858

９．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

１０．関連当事者との取引の内容
該当なし

１１．重要な偶発債務
該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

○リース取引関係

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

その他の固定資産

横浜市新杉田地域ケアプラザ拠点におけるパワーリハビリ機器一式（器具及び備品）である。

計算書類に対する注記

(法人本部拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・保有している有価証券は中央労働金庫の出資金であり、時価を把握することが極めて困難と認められるため移動平均法による原価法を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産：定額法によっている。

②無形固定資産：定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金…職員の退職給付に備えるため、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会民間社会福祉事業従事者年金共済事業の通知に基づき、施設・団体負担掛金の積立累計額を計上している。
- ・賞与引当金 …職員に支給する賞与の支払いに備えるため、賞与の支給見込額のうち、当期において負担すべき金額を計上している。
- ・徴収不能引当金…債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を計上している。
 なお、発生から1年超経過した会計年度末に回収されていない債権については、原則として徴収不能引当金に計上する。
 上記の債権以外の債権（一般債権）については、過去の一定期間の貸倒実績から算出した貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

2. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度
- ・社会福祉法人横浜市社会福祉協議会による民間社会福祉事業従事者年金共済事業（任意加入）

3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下の通りになっている。

(1) 法人本部拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3(⑪)）

当拠点区分ではサービス区分が存在していないため作成していない

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3(⑩)）

当拠点区分ではサービス区分が存在していないため作成していない

4. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

5. 担保に供している資産

該当なし

6. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
器具及び備品	2,416,215	903,713	1,512,502
ソフトウェア	773,200	574,750	198,450
合 計	3,189,415	1,478,463	1,710,952

7. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	1,966,195	0	1,966,195
未収金	852,641	0	852,641
合 計	2,818,836	0	2,818,836

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

(新杉田地域ケアプラザ拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く): 定額法によっている。

②無形固定資産(リース資産を除く): 定額法によっている。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給与引当金…本部会計に移管し計上している

・賞与引当金 …職員に支給する賞与の支払いに備えるため、賞与の支給見込額のうち、当期において負担すべき金額を計上している。

・徴収不能引当金…債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を計上している。

なお、発生から1年超経過した会計年度末に回収されていない債権については、原則として徴収不能引当金に計上する。

上記の債権以外の債権(一般債権)については、過去の一定期間の貸倒実績から算出した貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

2. 採用する退職給付制度

・独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

・社会福祉法人横浜市社会福祉協議会による民間社会福祉事業従事者年金共済事業(任意加入)

3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 横浜市新杉田地域ケアプラザ拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))

ア 地域包括支援センター

イ 地域活動・交流事業

ウ 通所介護事業(予防含む)

エ 居宅介護支援事業(予防含む)

オ 介護予防支援

カ 生活支援体制整備事業

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))は省略している。

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（その他の固定資産）	891,000	64,670	826,330
車両運搬具	11,781,855	11,781,851	4
器具・備品	4,138,891	2,985,723	1,153,168
有形リース資産	3,708,720	1,112,616	2,596,104
ソフトウェア	239,201	180,701	58,500
合 計	20,759,667	16,125,561	4,634,106

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	19,050,455	0	19,050,455
未収金	11,989,250	0	11,989,250
未収補助金	2,883,463	0	2,883,463
合 計	33,923,168	0	33,923,168

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

○リース取引関係

・所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

その他の固定資産

通所介護事業におけるパワーリハビリ機器一式（器具及び備品）である。

計算書類に対する注記

(ぽこ・あ・ぽこ拠点用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産：定額法によっている。

②無形固定資産：定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金…本部会計に移管し計上している
- ・賞与引当金 …職員に支給する賞与の支払いに備えるため、賞与の支給見込額のうち、当期において負担すべき金額を計上している。
- ・徴収不能引当金…債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を計上している。
 なお、発生から1年超経過した会計年度末に回収されていない債権については、原則として徴収不能引当金に計上する。
 上記の債権以外の債権（一般債権）については、過去の一定期間の貸倒実績から算出した貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

2. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度
- ・社会福祉法人横浜市社会福祉協議会による民間社会福祉事業従事者年金共済事業（任意加入）

3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) ぽこ・あ・ぽこ拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(⑪)）
 - ア 就労移行支援事業
 - イ 就労継続支援事業B型
 - ウ 自立訓練(生活訓練)事業
 - エ 就労定着支援事業
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(⑩)）は省略している

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	239,529,488	0	8,280,366	231,249,122
合 計	239,529,488	0	8,280,366	231,249,122

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

6. 担保に供している資産
該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	670,462,221	439,213,099	231,249,122
建物（その他固定資産）	14,507,971	1,672,263	12,835,708
車両運搬具	8,137,207	4,977,030	3,160,177
器具及び備品	7,862,267	7,666,828	195,439
機械・装置	2,351,385	2,263,404	87,981
ソフトウェア	84,933	84,933	0
合 計	703,405,984	455,877,557	247,528,427

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	22,450,078	0	22,450,078
未収金	107,450	0	107,450
合 計	22,557,528	0	22,557,528

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

10. 重要な後発事象
該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記

(川崎市わーくす大師拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産：定額法によっている。

②無形固定資産：定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金…本部会計に移管し計上している
- ・賞与引当金 …職員に支給する賞与の支払いに備えるため、賞与の支給見込額のうち、当期において負担すべき金額を計上している。
- ・徴収不能引当金…債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を計上している。
 なお、発生から1年超経過した会計年度末に回収されていない債権については、原則として徴収不能引当金に計上する。
 上記の債権以外の債権（一般債権）については、過去の一定期間の貸倒実績から算出した貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

2. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度
- ・社会福祉法人横浜市社会福祉協議会による民間社会福祉事業従事者年金共済事業（任意加入）

3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) わーくす大師拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(⑪)）
 - ア 就労移行支援事業
 - イ 就労継続支援事業B型
 - ウ 特定相談支援事業
 - エ 就労定着支援事業
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(⑩)）は省略している

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

6. 担保に供している資産
該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
車両運搬具	2,389,420	2,389,419	1
器具及び備品	4,633,596	4,029,403	604,193
機械及び装置	407,400	407,399	1
ソフトウェア	121,333	121,333	0
合 計	7,551,749	6,947,554	604,195

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	19,075,631	0	19,075,631
合 計	19,075,631	0	19,075,631

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

10. 重要な後発事象
該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記

(ウイング・ビート拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産：定額法によっている。

②無形固定資産：定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金…本部会計に移管し計上している
- ・賞与引当金 …職員に支給する賞与の支払いに備えるため、賞与の支給見込額のうち、当期において負担すべき金額を計上している。
- ・徴収不能引当金…債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を計上している。
 なお、発生から1年超経過した会計年度末に回収されていない債権については、原則として徴収不能引当金に計上する。
 上記の債権以外の債権（一般債権）については、過去の一定期間の貸倒実績から算出した貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

2. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度
- ・社会福祉法人横浜市社会福祉協議会による民間社会福祉事業従事者年金共済事業（任意加入）

3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) ウイング・ビート拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3 (⑪)）
 - ア 就労移行支援事業
 - イ 就労定着支援事業
- (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3 (⑩)）は省略している

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（その他の固定資産）	4,298,400	479,986	3,818,414
車両運搬具	1,119,140	1,119,139	1
器具及び備品	383,430	185,083	198,347
ソフトウェア	12,133	12,133	0
合 計	5,813,103	1,796,341	4,016,762

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	10,907,508	0	10,907,508
未収金	4,000,000	0	4,000,000
合 計	14,907,508	0	14,907,508

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

(ミラークよこすか拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産：定額法によっている。

②無形固定資産：定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給与引当金…本部会計に移管し計上している

・賞与引当金 …職員に支給する賞与の支払いに備えるため、賞与の支給見込額のうち、当期において負担すべき金額を計上している。

・徴収不能引当金…債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を計上している。

なお、発生から1年超経過した会計年度末に回収されていない債権については、原則として徴収不能引当金に計上する。

上記の債権以外の債権（一般債権）については、過去の一定期間の貸倒実績から算出した貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

2. 採用する退職給付制度

・独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

・社会福祉法人横浜市社会福祉協議会による民間社会福祉従事者年金共済事業（任意加入）

3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) ミラークよこすか拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3(Ⅺ)）

ア 就労移行支援事業

イ 就労定着支援事業

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3(Ⅹ)）は省略している

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
器具及び備品	104,328	41,104	63,224
合 計	104,328	41,104	63,224

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	7,159,339	0	7,159,339
未収金	5,567,595	0	5,567,595
合 計	12,726,934	0	12,726,934

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

(横浜南部就労支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産：定額法によっている。

②無形固定資産：定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給与引当金…本部会計に移管し計上している

・賞与引当金 …職員に支給する賞与の支払いに備えるため、賞与の支給見込額のうち、当期において負担すべき金額を計上している。

・徴収不能引当金…債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を計上している。

なお、発生から1年超経過した会計年度末に回収されていない債権については、原則として徴収不能引当金に計上する。

上記の債権以外の債権（一般債権）については、過去の一定期間の貸倒実績から算出した貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

2. 採用する退職給付制度

・独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

・社会福祉法人横浜市社会福祉協議会による民間社会福祉事業従事者年金共済事業（任意加入）

3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 横浜南部就労支援センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3(⑪)）

当拠点区分ではサービス区分が存在していないため作成していない

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3(⑩)）

当拠点区分ではサービス区分が存在していないため作成していない

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
器具及び備品	983,179	612,692	370,487
ソフトウェア	60,667	60,667	0
合 計	1,043,846	673,359	370,487

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
未収金	495,143	0	495,143
合 計	495,143	0	495,143

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

(湘南地域就労援助センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産：定額法によっている。

②無形固定資産：定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給与引当金…本部会計に移管し計上している

・賞与引当金 …職員に支給する賞与の支払いに備えるため、賞与の支給見込額のうち、当期において負担すべき金額を計上している。

・徴収不能引当金…債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を計上している。

なお、発生から1年超経過した会計年度末に回収されていない債権については、原則として徴収不能引当金に計上する。

上記の債権以外の債権（一般債権）については、過去の一定期間の貸倒実績から算出した貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

2. 採用する退職給付制度

・独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

・社会福祉法人横浜市社会福祉協議会による民間社会福祉事業従事者年金共済事業（任意加入）

3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 湘南地域就労援助センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3(⑪)）は省略している。

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3(⑩)）

ア 雇用安定等事業

イ 生活支援等事業

ウ 就労援助センター事業

エ 障害者生活支援事業

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

５．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

６．担保に供している資産
該当なし

７．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
器具及び備品	6,255,716	4,761,770	1,493,946
ソフトウェア	72,800	72,800	0
合 計	6,328,516	4,834,570	1,493,946

８．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
未収金	23,403	0	23,403
未収補助金	29,731,147	0	29,731,147
合 計	29,754,550	0	29,754,550

９．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

１０．重要な後発事象
該当なし

１１．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記

(中部就労援助センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産：定額法によっている。

②無形固定資産：定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給与引当金…本部会計に移管し計上している

・賞与引当金 …職員に支給する賞与の支払いに備えるため、賞与の支給見込額のうち、当期において負担すべき金額を計上している。

・徴収不能引当金…債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を計上している。

なお、発生から1年超経過した会計年度末に回収されていない債権については、原則として徴収不能引当金に計上する。

上記の債権以外の債権（一般債権）については、過去の一定期間の貸倒実績から算出した貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

2. 採用する退職給付制度

・独立行政法人福祉医療機構による退職共済制度

・社会福祉法人横浜市社会福祉協議会による民間社会福祉事業従事者年金共済事業（任意加入）

3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 中部就労援助センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙 3 (㊦)）は省略している。

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙 3 (㊧)）

ア 雇用安定等事業

イ 生活支援等事業

ウ 就労援助センター事業

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

５．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

６．担保に供している資産
該当なし

７．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（その他固定資産）	252,288	7,022	245,266
車両運搬具	120,960	120,959	1
器具及び備品	3,179,317	974,951	2,204,366
ソフトウェア	48,533	48,533	0
合 計	3,601,098	1,151,465	2,449,633

８．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
未収金	207,985	0	207,985
未収補助金	34,743,001	0	34,743,001
合 計	34,950,986	0	34,950,986

９．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。
該当なし

１０．重要な後発事象
該当なし

１１．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし